

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

NOVEMBER 22ND 2017

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

➢ 10月の主要経済指標 投資・生産・消費 いずれも鈍化

【産 業】

➢ 10月の自動車販売台数 前年同月比+2.0% 前月より3.7ポイント伸び幅鈍化

➢ 「独身の日」ネット商戦の売上高 前年比約4割増

【金融・為替】

➢ 10月のクロスボーダー人民元決済額

➢ 10月の人民元新規貸出 前年同月比+119億元 前月比▲6,068億元

■ RMB REVIEW

➢ 経済指標から見受けられる構造改革の進展

■ EXPERT VIEW

➢ 公益訴訟（その3）～国有土地使用者行政公益訴訟～

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆10月の主要経済指標 投資・生産・消費 いずれも鈍化

国家統計局は14日、10月の主要経済指標を発表した。

1-10月の固定資産投資は前年同期比+7.3%と、伸び率は1-9月より0.2ポイント縮小した。

10月の工業生産(付加価値ベース)は前年同月比+6.2%と、前月を0.4ポイント下回った。10月の工業生産量を製品別に見ると、新エネルギー車(前年同月比+92.7%)、産業ロボット(同+63.7%)、太陽光発電(同+35.7%)等が高い伸びを示した。

10月の社会消費財小売総額は前年同月比+10.0%と、伸びは9月から0.3ポイント縮小した。

同局は、投資、生産、消費のいずれの伸びも鈍化したものの、生産需要の安定、良好な雇用情勢、物価の安定、企業収益の改善などが見られ、国民経済は安定基調にあると評価。特に雇用については、全国の失業率が5%以下に抑えられていること、1-10月の新規雇用者数は1,191万人となり、2017年の雇用目標である1,100万人を突破したことから、経済運営が順調であることを強調した。

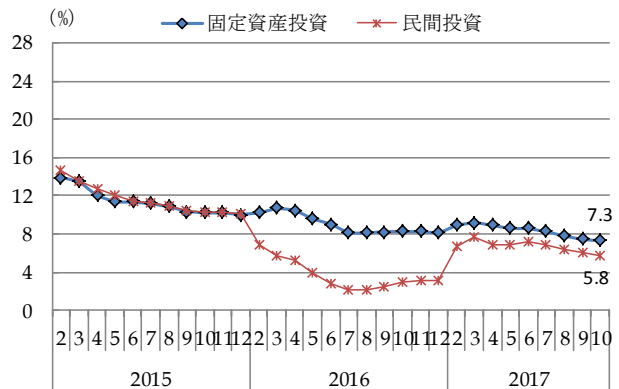
＜10月の主要経済指標＞

項目	金額	前年比(%)
固定資産投資(除く農村企業投資)*	(億元) 517,818	7.3
うち、国有部門	(億元) 189,881	10.9
うち、民間部門	(億元) 313,734	5.8
産業別		
第一次産業	(億元) 17,096	13.1
第二次産業	(億元) 193,533	2.7
第三次産業	(億元) 307,189	10.0
工業生産(付加価値ベース)**	-	6.2
社会消費財小売総額	(億元) 34,241	10.0
消費者物価上昇率(CPI)	-	1.9
工業生産者出荷価格(PPI)	-	6.9
工業生産者購買価格	-	8.4
輸出	(億米ドル) 1,889.8	6.9
輸入	(億米ドル) 1,508.1	17.2
貿易収支	(億米ドル) 381.7	-

*:1~10月の累計ベース

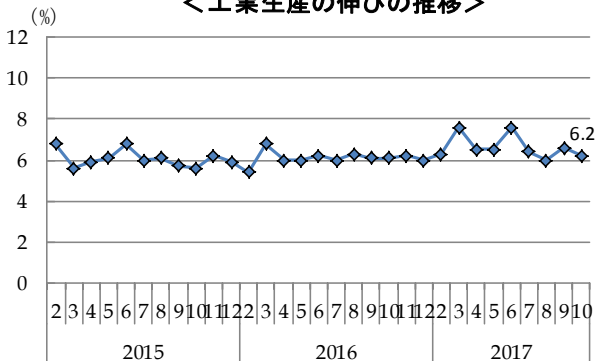
**：独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象
(出所) 国家統計局等の公表データを基に作成

＜固定資産投資の伸びの推移＞



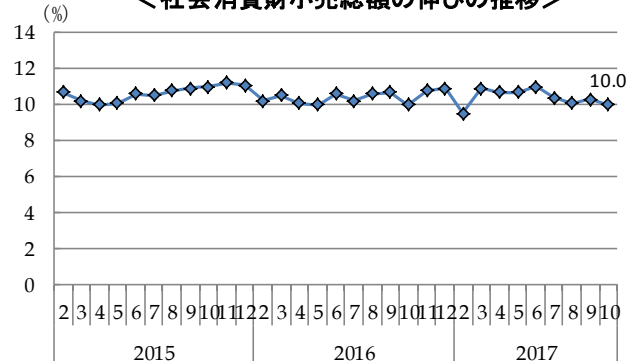
(注) 年初からの累計値
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

＜工業生産の伸びの推移＞



(注) 2月のみ1-2月の累計値
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

＜社会消費財小売総額の伸びの推移＞



(注) 2月のみ1-2月の累計値
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【産業】

◆10月の自動車販売台数 前年同月比+2.0% 前月より3.7ポイント伸び幅鈍化

中国自動車工業協会の10日の発表によると、10月の自動車販売台数は前年同月比+2.0%の270.4万台と、伸びは前月の同+5.7%から鈍化。1-10月の累計では前年同期比+4.1%の2,292.7万台と、伸びは1-9月の同+4.5%から鈍化した。

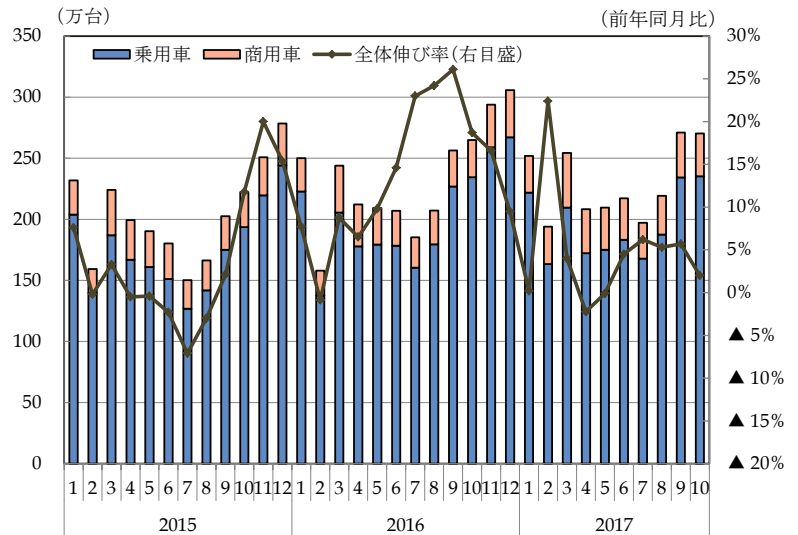
10月の車種別販売では、乗用車が前年同月比+0.4%の235.2万台(9月:同+3.3%、234.3万台)、商用車が同+14.8%の35.1万台(9月:同+23.9%、36.7万台)と、何れも前月より伸びが鈍化した。

乗用車のタイプ別では、セダンが同▲5.4%の110.7万台(9月:同+3.7%、116.1万台)、SUV(スポーツ型多目的車)が同+13.9%の102.1万台(9月:同+10.5%、97.1万台)、MPVが同▲18.1%の19.0万台(9月:同▲25.1%、16.6万台)と、SUVは前月より伸びが拡大した。

乗用車の国別販売シェアでは、中資系が44.2%(9月:41.2%)の103.9万台、独系が19.4%(9月:21.3%)の45.7万台、日系が15.7%(9月:17.0%)の36.9万台、米国系が12.7%(9月:12.3%)の30.0万台、韓国系が5.2%(9月:5.3%)の12.3万台、仏系が2.1%(9月:2.0%)の5.0万台と、中資系と米国系、仏系がシェアを伸ばした。

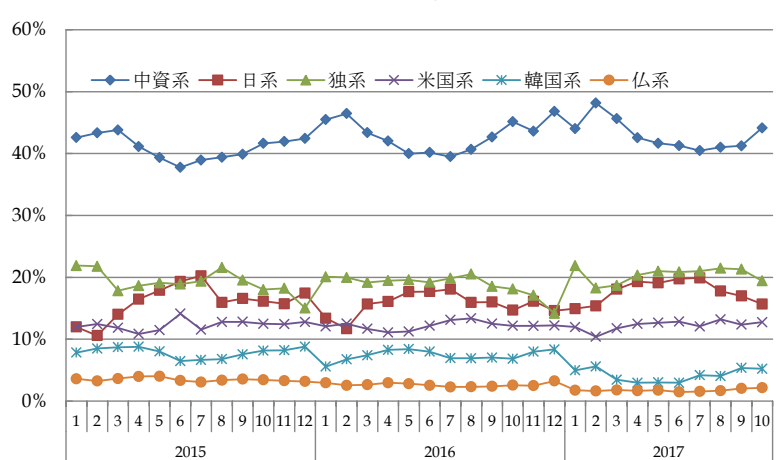
また、10月の新エネルギー車販売台数は前年同月比+106.7%の9.1万台(9月:同+79.1%、7.8万台)、うち電気自動車は+95.8%の7.7万台(9月:同+83.4%、6.4万台)と好調だった。1-10月の累計では、新エネルギー車は前年同期比+45.4%の49.0万台(1-9月:同+37.7%、39.8万台)、うち電気自動車は同+55.9%の40.2万台(1-9月:同+50.1%、32.5万台)となった。

<自動車販売台数の月次推移>



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

<乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移>



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

◆「独身の日」ネット商戦の売上高 前年比約4割増

中国のビッグデータ分析会社である「星図データ」の13日の発表によると、今年の11月11日の「独身の日」ネットショッピング大型商戦で、EC企業大手20社^(注)の1日の売上総額は前年比+43.5%の2,539.7億元と大きく伸びた。売上総額の商品構成比は、家電製品が20.2%と最も多く、携帯電話8.7%、化粧品8.1%、ベビー用品3.6%と続いた。

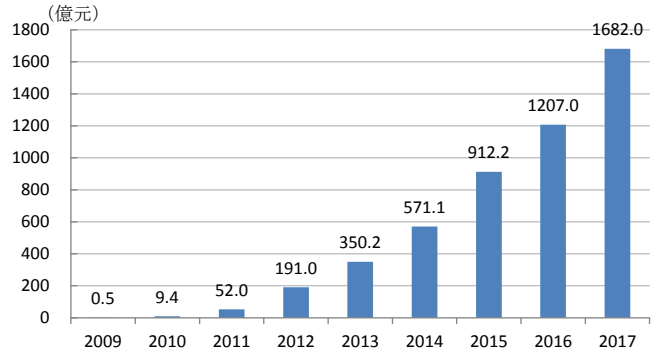
EC企業の取引シェア上位5社は、Tモール(アリババグループ)が66.2%、京東21.4%、蘇寧易購4.3%、唯品会3.4%、アマゾン2.0%と、Tモールが圧倒的なシェアを占めた。Tモールの11月11日の売上高は、前年比+39.2%の1,682億元と、伸びは前年の同+32.3%から拡大した。

Tモールへの出店ブランドの売上高については、トップの米アップルに次いで、地場系の美的、小米が上位3社を占め、何れも売上は1日で20億元を超えた。

Tモールが取り扱った輸入品の売上高の国別ランキングでは、日本、米国、オーストラリア、ドイツ、韓国が上位5国を占め、日本からの輸入が最も多かった。

また、アリババグループはクラウド技術等を駆使してシステムの大量データ処理能力を改善し、ピーク時の1秒あたりの取引処理件数は約33万件、決済処理件数は約26万件と、何れも過去最高記録を更新したという。

＜Tモールの11月11日の売上高の推移＞



(出所)アリババグループの公開データを基に作成

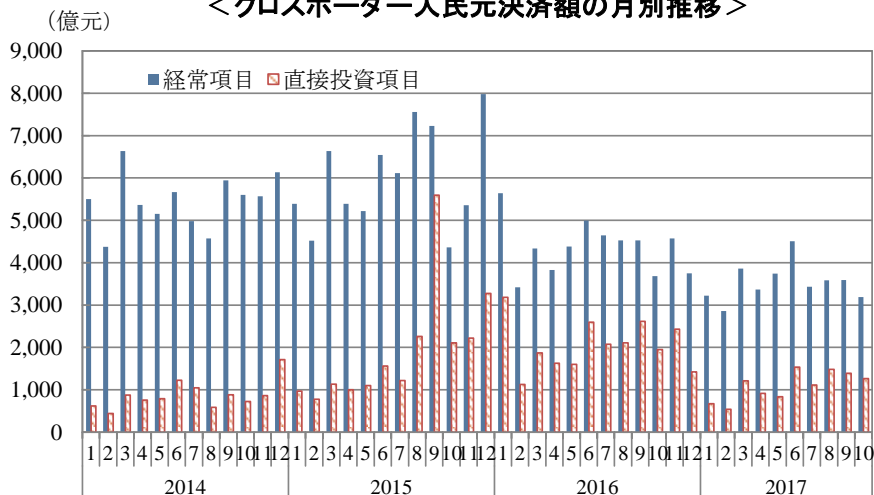
(注):Tモール、京東、蘇寧易購、国美オンライン、アマゾン、唯品会、聚美優品、麦樂購、蜜芽寶貝、速普母嬰、國際媽咪、母嬰之家、樂友孕嬰童、網易考拉、アリババ國際、敦煌網、速売通等を含む。

【金融・為替】

◆10月のクロスボーダー人民元決済額

中国人民銀行の13日の発表によると、10月のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が3,186億元、うち、貨物貿易が2,468億元、サービス貿易が718億元。直接投資項目が1,263億元、うち、対内直接投資が970億元、対外直接投資が293億元となった。

＜クロスボーダー人民元決済額の月別推移＞



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

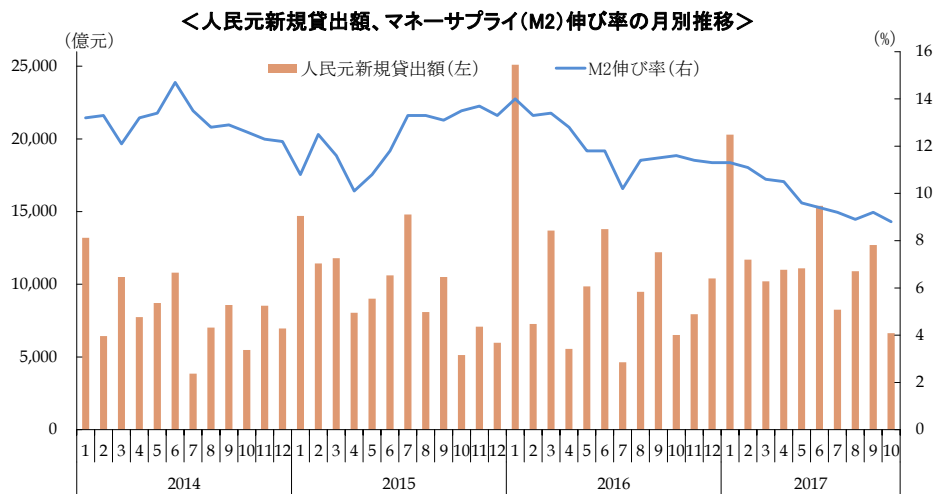
◆10月の人民元新規貸出 前年同月比+119 億元 前月比▲6,068 億元

中国人民銀行の13日の発表によると、10月の人民元新規貸出額は前年同月比+119 億元、前月比▲6,068 億元の6,632 億元となった。

実体経済に供給された流動性の量を示す社会融資総量^(※)の増加額は前年同月比+1,522 億元、前月比▲7,800 億元の1兆400 億元となった。

10月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+8.8%(9月末:同+9.2%)の165兆3,400 億元となり、伸び率は11ヶ月ぶりに前月比上昇した9月末より0.4ポイント下落した。

(※)社会融資総量=人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式発行+保険会社賠償+投資用不動産+その他



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆経済指標から見受けられる構造改革の進展

今週(11/13～)の人民元相場(CNY)は、中国人民銀行が対ドル基準値を約2週間ぶりの元安水準に設定したことを受けて、週初安値圏6.6510(前週末6.6411)まで軟化して寄り付いた。しかし、同水準では下値も堅く、世界的に主要株価指数が軒並み下落する中、米国債利回りの低下がドル売りを招くと、人民元は15日に高値6.6105まで上昇した。週末にかけて、米国債利回りが持ち直したこともあり、足元では6.63台で推移している。

今週発表された経済指標では、構造改革(過剰生産能力や過剰債務の圧縮)の進展が反映される結果となった。まず10月のマネーサプライM2は前年同月比+8.8%と1996年の統計開始以来、過去最低の伸びに留まった。同時に発表された10月中国の新規人民元建て融資も6,632億元と2016年10月以来1年ぶりの低水準となっている。また、固定資産投資も1-10月の固定資産投資の累計額は前年同月比+7.3%と前月までの+7.5%から小幅に減速している。こうした背景には中国政府が過剰債務の圧縮や金融セクターのリスクを低減させたいとの意向がある。実際に、16日に全国人民代表大会(全人代)財政経済委員会の黄奇帆副主任は「米国のマネーサプライM2はGDP比で70%だが、わが国は200%を超えている。過度に高水準のM2がインフレに繋がり、主に住宅価格に反映されている。(不動産税は)近い将来に導入されると思う」と発言している。加えて、中国人民銀行の殷勇副総裁は世界的にも資産価格は高水準にあり「将来的に比較的大きな調整が行われる可能性がある」との見解を示している。党大会を経て習近平国家主席の権威は高まり、今後は一段と構造改革のペースを速めると予想される。構造改革が進展すれば、景気の下押しが警戒される。当局は景気の下支えを念頭に通貨安志向を強める可能性が高い。とは言え、目先については相場の安定を企図しているようだ。来週は中国の主要な経済指標の発表や経済イベントも無い為、動意に乏しい時間帯が続くだろう。

(11月17日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2017.11.13	6.6510	6.6380~ 6.6525	6.6422	0.0022	5.8546	-0.0041	0.85113	0.0003	7.7333	0.0043	3.2000	3611.75	16.06
2017.11.14	6.6388	6.6325~ 6.6444	6.6431	0.0009	5.8336	-0.0210	0.85102	-0.0001	7.7763	0.0430	3.3000	3592.13	-19.61
2017.11.15	6.6336	6.6105~ 6.6359	6.6298	-0.0133	5.8703	0.0367	0.84920	-0.0018	7.8370	0.0607	3.1000	3563.41	-28.72
2017.11.16	6.6317	6.6288~ 6.6390	6.6327	0.0029	5.8621	-0.0082	0.84908	-0.0001	7.8066	-0.0304	2.9200	3560.60	-2.80
2017.11.17	6.6250	6.6233~ 6.6359	6.6353	0.0026	5.8962	0.0341	0.84930	0.0002	7.8242	0.0176	3.2000	3542.42	-18.18

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

公益訴訟(その3)～国有土地使用权払下行政公益訴訟～

<要旨>

- 公益訴訟には、以前取り上げた民事公益訴訟のほかに、行政公益訴訟がある。
- 行政公益訴訟の被告は行政機関であるが、当該行政機関が敗訴した場合、行政行為の相手方である企業は国有土地使用权払下金の追納、過料の徴収等の関連行政処罰、さらには払下契約の無効確認により土地が回収されるとのリスクを負う。
- 企業としては、行政公益訴訟とは無縁であるとは思わずに、場合によっては払下当時の状況等を確認するとともに、今後の行政公益訴訟の実務動向を注視しておくことが重要である。

1、はじめに

公益訴訟については、5月(環境民事公益訴訟)及び7月(消費者民事公益訴訟)においても取り上げ、これらの民事公益訴訟では、直接の被害者ではない者(中国消費者協会等)から企業が訴えられる可能性があることをご紹介しました。

これに対して、本稿で取り上げる国有土地使用权払下を例とした行政公益訴訟では、**訴えられる者(被告となる者)はあくまでも行政機関**であり、この点が民事公益訴訟と大きく異なります。もともと、訴えられる者が行政機関であるからといって、企業等の私法主体が無関係であるわけではありません。なぜなら、国土資源局等の行政機関が職権の違法行使又は不作為を理由に行政公益訴訟に敗訴した場合、行政機関による行為の相手方である企業において、国有土地使用权払下金の追納、過料の徴収等の関連行政処罰、さらには払下契約の無効確認により土地が回収されるとのリスクを負うためです。このため、本稿では国有土地使用权払下を例に行政公益訴訟¹をご紹介します。

2、国有土地使用权払下分野における行政公益訴訟の概要

(1) 関連法令

現在までに公布された主な行政公益訴訟の関連法令としては、「**検察機関による公益訴訟提起に関する改革試行方案**」²(以下「**方案**」といいます)、「**人民検察院による公益訴訟提起に関する試行業務の実施弁法**」³(以下「**提起弁法**」といいます)及び「**人民検察院による公益訴訟提起事件の人民法院による審理に関する試行業務の実施弁法**」⁴(以下「**審理弁法**」といいます)が挙げられます。以下の内容はこれらの関連法令に基づきます。

¹ 本年6月の改正で新たに追加された「行政訴訟法」(主席令第16号、1989年4月4日公布、1990年10月1日施行、最終改正公布2017年6月27日、最終改正施行同年7月1日)第25条第4項では、国有土地使用权払下の他に、生態環境及び資源保護、食品医薬品安全、国有財産保護を行政公益訴訟の対象例として挙げています。

² 2015年7月2日公布、同日施行

³ 高検発積字[2015]6号、2015年12月24日公布、同日施行

⁴ 法発[2016]6号、2016年2月25日公布、同年3月1日施行

(2) 訴訟当事者

ア 原告

原告は、通常は職権違法行使又は不作為の行政機関所在地の基層人民檢察院がなります(「提起弁法」第 29 条)。

イ 被告

被告は、国有土地使用権払下等の分野における職権違法行使又は不作為の行政機関、及び法律、法規、規則により授権された組織です(「提起弁法」第 42 条、「審理弁法」第 15 条)。

ウ 訴訟参加等

「方案」、「提起弁法」及び「審理弁法」には、国有土地使用権払下分野の行政公益訴訟における訴訟参加に関する規定はありません。

もともと、「行政訴訟法」第 29 条では、公民、法人又はその他の組織は、訴えられた行政行為と利害関係を有するが訴訟を提起していない場合、又は事件の処理結果と利害関係を有する場合には、第三者として訴訟に参加することを申請することができ、又は人民法院から訴訟に参加するよう通知される旨が規定されており、また人民法院が第三者による義務の負担又は第三者の権益の減損を判決した場合、第三者は法により控訴を提起する権利を有する旨が規定しています。このため、理論上、企業は、本条に基づいて第三者の立場で関連する国有土地使用権払下分野の公益訴訟に参加することができると考えられます。しかし、上述のとおり、現時点では国有土地使用権払下分野の行政公益訴訟における具体的な訴訟参加手続等についての規定が存在しないため、細則の制定等による明確化が待たれるところです。

(3) 訴え提起前の検察意見の提出

人民檢察院は、行政機関の違法行為に対して直ちに行政公益訴訟を提起できるわけではなく、行政公益訴訟の提起前に、まず行政機関に対して違法行為の是正又は法に基づく職責の履行を督促する検察意見を提出しなければなりません⁵(「方案」二(二)3、「提起弁法」第 40 条)。そして、人民檢察院が検察意見を提出したものの、行政機関が違法行為の是正を拒否し、又は法定の職責を履行せず、国及び社会公共の利益が依然として侵害されている状態にある場合に限り、人民檢察院は行政公益訴訟を提起することができます(「方案」二(二)4、「提起弁法」第 41 条)。また、人民檢察院が検察意見を提出したものの、行政機関が違法行為の是正を拒否し、又は法定の職責を履行しないとの事実については、人民檢察院が立証責任を負います(「提起弁法」第 45 条)。

このように、人民檢察院は、訴え提起前に検察意見を行政機関に提出しなければならず、当該手続を行っていない、又は行ったことの立証ができなければ行政公益訴訟に敗訴する可能性があります。このため、具体的な訴訟になった場合には、人民檢察院が当該手続を確かに履行したかを確認することがポイントの一つといえます。

⁵ 検察意見書を受領した行政機関は、受領から1か月以内に法により処理した上で処理状況を人民檢察院に書面で回答しなければなりません(「方案」二(二)3、「提起弁法」第40条)。

(4) 責任追及方法

人民検察院は、人民法院に対して①違法な行政行為の取消又は一部取消、②法定の職責の一定期間内での履行、③行政行為の違法又は無効等の確認といった訴訟上の請求を提出できます(「提起弁法」第43条、「審理弁法」第13条)。

なお、国有土地権利権限分野の行政公益訴訟において被告となる行政機関が敗訴し、上記の請求内容が認められた場合、国有土地権利権限分野の相手方にも何らかの影響が生じる可能性が高いといえます(例えば、払下金の指定期日までの支払い、又は遊休土地の回収等)。

(5) その他

人民検察院は、調査にあたって、①行政法執行調書資料の取り寄せによる閲覧、コピー、②行政機関の関連職員及び行政行為の相手方、利害関係者、証人等への質問、③証拠書類、物的証拠、視聴資料等の証拠の収集、④専門的な問題に対する専門の者、関連部門又は業界団体等からの意見聴取、⑤鑑定、評価、会計監査の委託、⑥物的証拠、現場の調査、⑦その他の必要な調査方式を採用することができます。しかし、人身の自由を制限する措置及び財産の封印、差押え、凍結等の強制措置を講じることはできません(「提起弁法」第33条)。

3、国有土地権利権限分野の行政公益訴訟の関連事例

2016年6月30日、最高人民検察院は、検察機関による公益訴訟提起に関する試行業務の典型事件として26件を公表しました。このうち、国有土地権利権限分野の行政公益訴訟に関する2件をご紹介します。

(1) 福建省福清市における案件

ア 事案の概要

2014年7月23日、福清市国土資源局(以下「福清局」といいます)は公示取引の方式により土地の国有建設用地権利権限を払い下げを決定し、A社が、当該土地の国有建設用地権利権限を競落しました。しかし、A社は、福清局から要求があったにもかかわらず、提訴までに払下金の一部しか納付しておらず、また、福清局との間で「国有建設用地権利権限払下契約」を締結しませんでした。

イ 訴え提起前の手続

2016年4月13日、福清市人民検察院は福清局に対して検察意見を提出し、国有資産の流失を回避し、国の利益を守るため、法により土地払下金及び違約金をできる限り早く回収することを提言しました。しかし、福清局は、A社に対して「土地払下金督促通知書」を既に送付しているが、A社は融資が承認されておらず資金難であるためにまだ納付していない旨を書簡で回答しました。また、福清局は、その後にそれ以上具体的な措置を講じて土地払下金及び違約金を督促しておらず、係争土地も回収されていないため、国及び社会公共の利益が侵害されている状態にありました。

ウ 訴訟の状況

2016年11月10日、福清市人民検察院は福清局を被告として福清市人民法院に対して行政公益訴訟を提起しました。2016年12月29日、福清市人民法院は本件について法により公開で開廷審理を行い、被告である福清局の国有土地使用権払下管理に対する行政行為の不履行は違法であることを確認する判決を下しました。

(2) 貴州徳江県における案件

ア 事案の概要

貴州省徳江県人民検察院は職責履行過程において、徳江県国土資源局(以下「徳江局」といいます)が、①国有建設用地について、競売の結果、B社に「成約確認書」を署名させたものの、B社が約定に従って「国有建設用地使用権払下契約」を締結しなかったため、入札・競売・公示の手続を改めて手配することなく、B社の以前の競売価格でC社との間で上記土地の「国有建設用地使用権払下契約」を締結したこと、②C社は一部の土地払下金を3回に分けて納付した後、それ以上納付していないことを発見しました。

イ 訴え提起前の手続

2014年4月10日、徳江県人民検察院は徳江局に対して検察意見を提出し、法律の規定及び「払下契約」の約定に従って遅滞なく土地払下金及び利息を回収することを同局に要求しました。しかし、徳江局は、検察意見を受領した後も、有効な措置を講じて追徴せず、C社は依然として巨額の土地払下金を滞納したままでした。

2016年3月、徳江県人民検察院は再度、徳江局に対して検察意見を提出し、C社が滞納している払下代金の金額、利息及び違約金を改めて確定した上で法により追徴し、かつC社のために国有土地使用権の登記及び証書発行手続を違法に行った行為を是正するよう命じました。しかし、徳江局は、検察機関の当該検察意見を受領した後も法により違法行為を是正することはなく、国の利益が侵害されている状態にありました。

ウ 訴訟の状況

2016年12月9日、徳江県検察院は徳江局が職責の履行を怠った行為について、思南県人民法院に対して行政公益訴訟を提起し、C社からの土地払下金の受取りを被告である徳江局が怠った行為が違法であることを確認し、かつ法により職責を履行するよう命じる判決を下すことを請求しました。徳江県人民検察院が行政公益訴訟を提起した後、徳江局はこれを非常に重く見て、開廷前に様々な措置を講じて土地払下代金をC社に追徴し、本件開廷後にも土地払下代金を回収しました。これによりC社が滞納していた契約代金はすべて追徴されました。2017年6月1日、思南県人民法院は開廷審理により本件について徳江県人民検察院の訴訟上の請求を支持する判決を下しました。

4、実務上の注意点

上記の関連事例においては、行政機関だけではなく、土地の払下を受けた企業においても、約定を履行していないなどの不当な行為があります。しかし、これらの事例において最も問題であるのは、土地払下手続が規範化されていないこと、契約履行の監督管理が十分に行われていないことなど、やはり行政機関の違法な行政行為ないしは不作為にあると考えられます。また、土地の払下については、地方ごとに政策の変遷があり、ともすれば国の法律に沿わない政策が採用されていたとの事態が生じることも全くないとは言いきれません。

このため、企業としては、行政公益訴訟とは無縁であるとは思わずに、場合によっては払下当時の状況等を確認するとともに、実際に行政公益訴訟が提起された場合にいかにして関連訴訟に効果的に参加し、また自己の主張を効果的に述べるかを検討しておくため、今後の行政公益訴訟の実務動向を注視しておくことが重要であると考えられます。

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 譚 婷婷

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2017年12月22日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>